

教育委員会定例会会議録

平成29年 5月18日（木）

教育委員会定例会会議録

平成29年5月18日午後3時00分教育長神原聡が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

会議出席委員は、次のとおり。

教育長 神原 聡 委 員 赤坂雅裕 委 員 城田禎行
委 員 豊嶋常和 委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 岸 宏司	教育推進部長 遊作克己
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 小池吉徳
教育施設課長 大谷 篤	学務課長 山田修治
教職員担当課長 阿部知宏	教育政策課長 坂田 哲
学校教育指導課長 高橋 励	社会教育課長 飯田直士
史跡・文化資料館整備担当課長 石井 亨	小和田公民館担当課長兼館長 山田佳世恵
鶴嶺公民館担当課長兼館長 小川剛志	松林公民館担当課長兼館長 森井 武
南湖公民館担当課長兼館長 佐藤 勇	香川公民館担当課長兼館長 白鳥慶記
青少年課長 岡本隆司	体験学習施設準備担当課長 仲手川 武
図書館長 湯澤さいみ	教育センター所長 三瓶信哉

3 会議の大要は、次のとおり。

[傍 聴 者 入 場]

午後3時00分開会

○神原教育長 皆様、こんにちは。それでは、ただいまから5月定例会を開催いたします。

日程第1 教委請願第1号特別支援学級の増設に関する請願を議題といたします。

本請願は、5月12日付文書にて提出され、同日收受しております。審議に当たりまして、教育委員会に提出された請願についてはどのように扱うことになっているのか、まず確認をお願いいたします。

○教育総務課長 教育委員会に提出されました請願は、茅ヶ崎市教育委員会会議規則第20条の規定により会議に付すこととなっており、教育委員会定例会においてご審議の後、採

択、もしくは不採択を決定していただき、その結果を提出者に回答することが例となっております。なお、本日の会議にて採択、もしくは不採択の結論に至らない場合は、継続審議とすることもあります。

○神原教育長 それでは、担当事務局、まず説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第1 教委請願第1号特別支援学級の増設に関する請願について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

1 ページから3 ページをごらんください。先ほどもありましたが、この請願は、3 ページにあるとおり、西山智康様より5月12日付にて提出され、同日に処理されております。

請願の趣旨といたしましては、2 ページ中段にございますとおり、法令にのっとり、茅ヶ崎市立小・中学校全校への特別支援学級設置を目標として増設を進めるとともに、茅ヶ崎市自治基本条例の趣旨に沿って、その検討過程をできるだけ公開することを求めるものです。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○神原教育長 それでは、担当課からの請願の説明がありましたけれども、まず委員の皆様からご質問があればお願いいたします。

○豊嶋委員 今後の特別支援学級の増設についてはどのように計画されているのでしょうか。

○学校教育指導課長 4月の定例会でもご説明させていただいたとおり、現在、小学校1校への増設が喫緊の課題であるという認識のもと、平成32年度の開設に向けて、関係各課との調整を図りながら事務局として計画を立案しておりまして、これから予算の調整に入っていくところでございます。

○赤坂委員 平成28年度から30年度までの第3次実施計画において特別支援学級の増設が先送りとなりましたのは、さまざまな要因があると思いますけれども、平成30年度から32年度までの第4次実施計画で小学校1校に開設できる可能性はありますか。

○学校教育指導課長 今年度中に候補の学校をある程度絞りながら、予算面での準備を整える予定でおります。担当課といたしましても、平成23年の9月議会の答弁の中で挙げた目標である半数の学校に特別支援学級を開設するために、現在さまざまな面で市長部局とも調整を図っているところでございます。

○城田委員 確認させていただきたいんですけども、これまでの特別支援学級の開設に向けての検討は、増設検討委員会で行われたということを4月の説明で伺っているんです

けれども、その会議は公開されていないのでしょうか。

○学校教育指導課長 増設検討委員会につきましては審議会の形式ではないため、特に公開はしておりません。今の状況であれば、会議内容をごらんになりたいという場合には、行政文書として保存している会議録について公開の請求をしていただくという手続をとっていただくことになると思います。

○神原教育長 ほかにご質問はございますでしょうか。質問はよろしいでしょうか。

ほかにご質問がないようでしたら、委員の皆様にご意見を聞かせていただきたいと思います。ご意見があればよろしくお願いたします。

○伊藤委員 先月、教育委員会の定例会において、鶴嶺小学校へ特別支援学級設置に関する陳情書についての協議の中で、鶴嶺小学校を初めとする特別支援学級未設置校の現状を改めて見直してみる中で、現時点では鶴嶺小学校への増設をほかの学区に優先して行うという判断をすることは、市内全域のバランスを考えると難しいということで不採択としましたが、市内の市立小・中学校全校への特別支援学級設置ということに関して言えば、検討の方向性というのは全校設置も含めてさまざまな視点から協議するという結論づけたと思います。

その視点で言えば、まさに私たちが今ここで協議をしようとしていることとお願いいただいたことと、今結論を出すのは難しいと思いますので次回まで時間をいただきたいとは思いますが、ここでお願いされた内容というのは特別支援学級を全市に、全校にということだと思えますけれども、それだけではなくて、考えなければいけないことというのは多分いっぱいあるのではないかと私は思います。私の考え方も思いますが、例えば、通常級にいる、6.5%程度というふうに文部科学省は言っていますけれども、特別な支援の必要なお子さんへの対応とか、多様な教育の場の充実のための交流及び共同学習の充実などさまざまなことがきっとあるのではないかと思っています。だから、そういうことも含めて総合的に考えたほうがいいのではないかなという気がするところです。

○赤坂委員 本市、茅ヶ崎市は平成23年の設置率は31.3%ですが、それが平成28年の設置率は50.0%に上げております。わずか5年間で20%近く設置率を上げているということは、これは私は高く評価できると思います。しかし、それでもまだ茅ヶ崎市の特別支援学級の設置率が県内でも最下位であるということは教育委員会としても重く受けとめる必要があると思います。そこで、この請願内容につきましては、茅ヶ崎市の特別支援教育をどのように推進していくかという大きな視点についても考えなければいけませんので、もう

少しお時間をいただいて十二分に真摯に協議することが大事ではないかと私は考えます。

○城田委員 増設検討委員会の件なんですけれども、これまでの経緯を踏まえても市民の方々に情報提供するという事のあり方とか考え方というの、やはり今後丁寧に考えなければいけない部分だと私は思いますので、増設検討委員会のあり方自身ももう少し丁寧に考える時間もいただければと思いますので、継続審議としていただきたいと思います。

○神原教育長 そのほかご意見はよろしいでしょうか。

それでは、今回のこの議論についてまとめていきたいと思います。本請願は、4月20日の教育委員会定例会において、鶴嶺小学校への特別支援学級設置に関する陳情書に関して協議したと重なる部分がございますが、本日、この請願については直ちに結論を出すということせず、もう少し検討する時間が必要ではないかというご意見が述べられております。私もそのように思いますので、本件につきましては継続審議といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、異議なしと認めます。本請願は継続審議といたしたいと思いません。

それでは、次の議題、日程第2 教委議案第15号平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第2 教委議案第15号平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。9ページをごらんください。

本日の定例会では、平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針につきましてご審議いただき、今後の教育委員会において採択していただくこととなります。本日は、そのための採択基本方針をご提案申し上げます。

続いて、10ページをお開きください。平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針

茅ヶ崎市教育委員会

教科用図書は、学校教育において主たる教材として使用されるものである。

従って、その採択にあたっては、十分な調査研究を行い、児童・生徒にもっとも適した教科用図書を採択すべきである。

また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び神奈川県教育委員会の「平成30年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針」により、採択しなければならない。

以上に基づき、次の方針により、茅ヶ崎市における平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書を採択するものとする。

- 1 茅ヶ崎市における、小・中学校教科用図書の採択は、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会の示す資料等に基づいて協議を行い、種目ごとに一種に決定する。
- 2 特別支援学級教科用図書については、1により決定された小・中学校教科用図書もしくは文部科学省著作の特別支援学校教科書等から適切なものを採択する。
- 3 継続採択年度にあたっては、特別の理由のある場合を除いて前年度採択されたものを採択する。

なお、資料といたしまして、続く11ページから18ページに神奈川県教育委員会が定めました平成30年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

1点質問なんですけれども、県の教科用図書採択方針というのは、ここの中では参酌されているという理解でよろしいのでしょうか。

○学校教育指導課長 おっしゃるとおりです。

○神原教育長 それから、30年度使用の基本方針の3番に「継続採択年度にあたっては」というところがありますけれども、今年についてはこれが当たるということではよろしいのでしょうか。

○学校教育指導課長 おっしゃるとおりで、本年度、平成30年度については継続採択年度に当たっておりますので、小・中学校の教科書については基本的に継続となります。ただ、小学校の特別の教科道徳については今回新しくふえるものですので、これについては採択をお願いすることになるかと思えます。

○神原教育長 わかりました。

そのほかご質問等があれば、よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第15号平成30年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針については原案のとおり定めることのできでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委議案第16号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第3 教委議案第16号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。19ページ及び20ページをらんください。

学校教育法施行規則第18条の2の規定に基づきまして、障害のある児童・生徒等の就学について審議を行うため、茅ヶ崎市就学指導委員会に諮問することにつきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

○神原教育長 説明が終わりました。それでは、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委議案第16号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問については原案のとおり諮問することのできでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 異議なしと認めます。それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第4 教委議案第17号平成30年度使用小学校教科用図書採択についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第4 教委議案第17号平成30年度使用小学校教科用図書採択についての諮問について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。21ページをらんください。

先ほどもお話ししましたが、今年度は、平成30年度使用の小学校、特別の教科道徳の教科用図書の採択の年度に当たっております。本案につきましては、22ページにごございます

ように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項の規定に基づきまして教科用図書の調査研究を行うため、茅ヶ崎市小学校教科用図書採択検討委員会に諮問することにつきましてご審議いただきますようお願いいたします。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

採択検討委員会はこれから始まるということですね。

○学校教育指導課長 この後の議題で委員の委嘱のことについてもありますので、それをお願いした後で実際に立ち上がる予定でございます。

○神原教育長 承知しました。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委議案第17号平成30年度使用小学校教科用図書採択についての諮問については原案のとおり諮問することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第5 教委議案第18号平成29年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第5 教委議案第18号平成29年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付についてにつきまして、社会教育課長よりご説明申し上げます。資料は23ページから25ページをごらん願います。

本案につきましては、本年4月の定例会におきまして、平成29年度の社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金についてご説明申し上げ、このことについて、社会教育委員の会議に諮問することをご承認いただいております。そこで、平成29年4月28日に開催されました社会教育委員の会議において審議が行われ、資料24ページ、25ページの社会教育委員の会議からの答申の写しにございますとおり、同日に、社会教育法に照らし、適正な補助金交付である旨の答申書をいただいております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

金額的には例年と同じぐらいの規模でしょうか。

○社会教育課長 昨年度と同額でございます。

○神原教育長 わかりました。

そのほか意見、質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第5 教委議案第18号平成29年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付については原案のとおり補助金を交付することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は人事に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 異議なしと認め、非公開会といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

[傍 聴 者 退 場]

午後3時20分閉会